

## 日本標準商品（生産物）分類改定に関するこれまでの検討経過

## 1 現在の日本標準商品分類について

## (1) 設定と目的

日本標準商品分類は、統計調査の結果を商品別に表示する場合の標準分類（財のみ。サービスを含まない。）として、昭和25年に初めて設定され、その後、昭和30年、昭和34年、昭和39年、昭和50年、平成2年と、5回改定されている。

設定当初の目的は、「国際比較を可能ならしめると共に、我が国各機関の調査統計資料相互間に、統一性と比較性とを付与すること」であった。

現在の目的は、「商品を類似するものごとに集約し、商品分類を要する統計の作成・表示の基準とすることである。」としている。

## (2) 日本標準商品分類の利用状況（平成22年4月現在）

## ア 日本標準商品分類を利用している主な統計調査

統計の具体例	中分類の範囲	利用の程度（階層）
機械受注統計調査	中分類 21、22、27～44、46、47、49～54、56、61 及び 63 のうち一部を除く範囲	調査時、原則、4桁（一部5～7桁）まで
		結果表章時、原則、2桁まで
薬事工業生産動態統計調査	「中分類 87 医薬品及び関連製品」のうち一部を除く範囲	6桁まで

## イ 商品（品目）別表示を行っている主な統計調査

準拠している分類	統計の具体例
日本標準商品分類による	機械受注統計、薬事工業生産動態統計、社会医療診療行為別調査、医薬品価格調査
日本標準商品分類以外	
日本標準産業分類による	工業統計、商業統計、商業動態統計、作物統計、畜産統計、木材統計、海面漁業生産統計、国内企業物価指数、等
商品の名称及び分類についての統一システム（HS）による	貿易統計、輸出物価指数及び輸入物価指数、等
産業連関表の部門分類による	産業連関表、民間企業投資・除却調査、企業向けサービス価格指数、等
その他の分類	家計調査、自動車輸送統計調査、内航船舶輸送統計、等

## ウ 上記で日本標準商品分類を利用していない主な理由

理由	統計の具体例
・事業所の産業分類格付けに品目別出荷額または販売額を使用しており、日本標準産業分類に対応した品目分類を必要とするため	工業統計調査、商業統計調査
・各輸送モードによって、輸送する品目に特徴があり、各々の輸送品目をより詳細に把握するため	自動車輸送統計調査、内航船舶輸送統計、等
・家計消費の構造分析のため COICOP に準拠、市場取引される財貨以外の項目（サービス等）も必要	家計調査

## 2 日本標準商品分類の改定の必要性と背景

### (1) 基本計画への対応

「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、「日本標準商品分類におけるサービスの取扱いについて研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。なお、設定を行う場合、中央生産物分類（CPC）との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。」とされている。

### (2) 公的統計における利用促進の必要

経済センサスをはじめ主要な公的統計における利用を促進し、統計の統一性と総合性を確保する必要がある。

### (3) 国民経済計算の精度向上の必要

国民経済計算の精度向上を図るため、全産業の経済活動を網羅的かつ正確に把握するための基盤整備に資する必要がある。

### (4) 社会経済情勢の変化への対応

平成 2 年改定以降大きく変化した社会経済情勢や商品事情について、最新時点の情報を反映する必要がある。

### (5) 国際比較可能性の向上の必要

「中央生産物分類（CPC）」及び「商品の名称及び分類についての統一システム（HS）」との項目対応表を整備し、国際比較可能性を確保する必要がある。

### (6) 生産物分類の国際的な動向

商品（生産物）とは、各産業から産み出される財及びサービスであり、商品（生産物）分類と産業分類とは、密接かつ補完的な関係にある。そのため、国際的には、産業と商品（生産物）とを関連付けて生産物分類を設定することが主流となっている。

## 3 平成 22 年 11 月までの主な検討内容

日本標準商品分類の改定方針について検討するため、統計分類専門会議に先立ち、関係各府省による準備会合を平成 22 年 3 月から 11 月にかけて 5 回開催した。これまでの主な検討内容は、次のとおり。

アンケートの実施、各府省のニーズの把握と分析

改定の方向性について

サービスを含めることについて

諸外国の分類についての現状把握

検討体制について（統計分類専門会議の構成）

検討スケジュールについて

改定案の具体的な作成方法について（作業手順書、ワークシート）

#### 4 分類改定の方向性及び現在の日本標準商品分類との比較

	(分類改定の方向性) 日本標準商品(生産物)分類	(現在の分類) 日本標準商品分類(平成2年6月)
1. 意義、目的	<p>統計調査の結果を商品(生産物)別に表示する場合の統計基準。 本分類の目的は、統計の統一性及び総合性の確保を図り、それにより、国内及び国際統計の比較可能性の向上を目指すことにある。</p> <p>(背景) ・経済センサス、工業統計、商業統計をはじめ主要統計での利用を想定 ・統計を通して経済活動を網羅的かつ正確に把握するための基盤整備に資する。 ・SNAの精度向上に資することも視野に入れる。</p>	<p>統計調査の結果を商品別に表示する場合の標準分類。 本分類の目的は、商品を類似するものごとに集約し、商品分類を要する統計の作成・表示の基準とすることである。</p> <p>(背景) ・国連が提唱した1950年世界センサスに呼応して、我が国では「1950年センサス中央委員会」を設置。米国専門家の指導を受け、米国の貿易分類を参考として草案。工業統計調査や試験調査で試用し、必要な改修を行った上で、1950年に設定。</p>
2. 商品の範囲	<p>・取引の対象及びストックとなり得るすべての生産物(輸送可能財、サービス)</p> <p>含めないもの CPC第1.0版における「中分類51 無形資産」(金融資産、特許、商標、著作権等が該当)及び「中分類52 土地」に該当するもの</p>	<p>・価値ある有体的商品で市場において取引され、かつ移動できるもののすべて。(電力、ガス及び用水を含む。)</p> <p>含めないもの ・サービス ・土地、家屋(組立家屋を除く。) ・立木、地下にある資源等</p>
3. 分類基準	<p>・各産業から生み出される財・サービスを把握するという観点により、原則として日本標準産業分類(JSIC)の項目に対応付けて、取扱品目を同定する。 ・分類構造(項目編成)は、各部門別に検討する。 ・需要側、供給側、いずれの視点を重視するかは、できる限り分類階層ごとに視点の統一を図る。 ただし、各商品(生産物)分野により、異なることはあり得る。 ・CPCや米国経済センサス用生産物コードなども参考にする。</p>	<p>本分類の目的は、商品を類似するものごとに集約し、商品分類を要する統計の作成・表示の基準とすることである。 このため類似商品を集約する分類基準としては、主として次によることとするが、ひとつの基準のみでは望ましい分類が得られない場合は、必要に応じ複数の基準を採用する。</p> <p>商品の用途 " 機能 " 材料 " 成因</p>
4. 分類構成	<p>・4桁分類 産業細分類に準拠 ・6桁分類 各産業から生み出される生産物の区分</p> <p>・項目数は、最下層(6桁)項目で数千 ・最下層項目以下の詳細 内容例示(統計作成者が任意項目設定可能とする。)</p>	<p>・大分類、中分類、小分類等の順に配列 ・最大10階層まで ・項目数は、最下層項目で約3万</p>
5. 他の分類コードとの対応	<p>・日本標準産業分類 ・HS ・CPC</p>	<p>・HS</p>
6. 改定周期	<p>統計基準設定後は、おおむね5年周期で改定の見直しを想定 (日本標準産業分類とも連動)</p>	<p>不定期(実績は以下のとおり)</p> <p>設 定 昭和25年(1950) 第1回改定 昭和30年(1955) 第2回改定 昭和34年(1959) 第3回改定 昭和39年(1964) 第4回改定 昭和50年(1975) 第5回改定 平成2年(1990)</p>

< 参考 > 製造業部門、卸売業、小売業部門及びサービス業部門における商品(生産物)分類の例

日本標準商品分類の改定案については、各産業から産出される財・サービスを把握するという観点により、原則として日本標準産業分類（J S I C）の項目に対応付けて、商品（生産物）項目を設定する方向である。また、中央生産物分類（C P C）や米国経済センサス用生産物コードなども参考にすることとしている。

以下、製造業部門、卸売業、小売業部門及びサービス業部門における上記の分類等や我が国の工業統計及び商業統計の例を、参考に示した。

1. 製造業部門

我が国の工業統計（平成 21 年）

	産業分類（4 桁） 日本標準産業分類を基に設定	商品分類（6 桁） 産業分類ごとに細分して設定
製造業部門計	546 項目	2375 項目
製造品	（産業分類 4 桁ごとに設定）	1797 項目
賃加工品	（産業分類 4 桁ごとに設定）	554 項目
くず・廃物	（産業分類 2 桁ごとに設定）	24 項目

米国経済センサス用生産物コード（2007 年）

・使用する産業分類と商品分類の関係については、日本の工業統計の場合と同様。

	北米産業分類システム（N A I C S）米国産業項目（6 桁）	生産物コード（10 桁）
製造業部門計	472 項目	4819 項目

C P C（Ver.2）（2008 年）

・項目数及び国際標準産業分類（I S I C）との対応関係については、次のとおり。

	国際標準産業分類（I S I C）との対応関係	細々分類（5 桁）
製造業部門計		1259 項目
	I S I C 細分類（4 桁）単一項目（137 項目）との対応が存在する項目	1169 項目
	上記以外の項目（対応関係の例外）	90 項目
	「中分類 39 くず又はスクラップ」に分類される項目	48 項目
	複数の I S I C 細分類項目との対応が存在する項目 （「35290 内科用又は外科用のその他の製品」、「44255 細々分類 44241 の製品の部品」等）	42 項目

## 2. 卸売業、小売業部門

我が国の商業統計（平成 19 年）

	産業分類（4 桁） 日本標準産業分類を基に設定	商品分類（5 桁） 取扱商品 産業分類ごとに（一部を）細分して設定
卸売業	78 項目	100 項目
小売業	69 項目	91 項目
合計	147 項目	191 項目

- ・小売業を業態分類で区分（産業分類、セルフ方式の有無、取扱商品、売場面積、営業時間による。）  
 （ 1 百貨店、2 総合スーパー、3 専門スーパー、4 コンビニエンスストア、5 ドラッグストア、  
 6 その他スーパー、7 専門店、8 中心店、9 その他の小売店 ）

米国経済センサス用生産物コード(2007 年)

- ・NAICS 項目ごとに同定された取扱商品（集計用項目含め 980 項目）および修理・設置サービス費などの項目（同 92 項目）で構成されている点は、卸売業、小売業部門で共通。

- ・使用する産業分類と商品分類の関係については、以下のとおり。

	NAICS 米国産業項目（6 桁）	生産物コード項目数 （子項目を持たない項目）	NAICS と比較した配列順
卸売業部門	71 項目	547 項目	
うち取扱商品		526 項目	ほぼ同順
小売業部門	75 項目	381 項目	
うち取扱商品		312 項目	異なる
合計	146 項目	928 項目	

CPC (Ver.2) (2008 年)

- ・項目数及び国際標準産業分類（ISIC）との対応関係については、次のとおり。

店舗形態によるサービスの種類（7 区分）	項目数	ISIC との対応関係
611 卸売サービス（手数料又は契約ベースを除く）	60	461
612 卸売サービス（手数料又は契約ベース）	60	462～469
621 小売サービス（非専門店）	53	471
622 小売サービス（専門店）	53	472～477
623 通信販売又はインターネット小売サービス	53	4791
624 小売サービス（その他の無店舗）	55	478、4799
625 小売サービス（手数料又は契約ベース）	55	4799
合計	389	

### 3. サービス業部門

#### NAPCS

- ・産業分類（NAICS）との関係については、以下のとおり。  
 なお、産業分類項目ごとの品目設定完了後、需要視点による構造に組み替えるとされている。

NAICS大分類		NAPCS項目数 (米加墨3国共通項目)
48-49	運輸及び倉庫業	192項目
51	情報産業	385項目
52	金融及び保険業	101項目
53	不動産業、レンタル及びリース業	80項目
54	専門的・科学的・技術的サービス業	620項目
55	事業経営業	0項目（注）
56	管理・支援及び廃棄物処理並びに改善サービス業	296項目
61	教育サービス業	59項目
62	医療及び社会福祉業	36項目
71	芸術、娯楽及びレクリエーション業	175項目
72	宿泊及び飲食業	43項目
81	その他のサービス業（公務を除く）	125項目
合計		2112項目

（注）米墨で合意した詳細品目は16項目存在する。

#### 米国経済センサス用生産物コード(2007年)

- ・「サービス」の部分（卸売業、小売業部門を含まない。）について、NAPCS項目をベースに設定。（ただし、公益事業は、現時点でNAPCS項目に含まれていない。）
- ・使用する産業分類と商品分類の関係については、以下のとおり。

生産物コード1桁目	NAICS大分類番号	NAICS米国産 業項目（6桁）	生産物コード項目数 (子項目を持たない項目)
2（小売業を除く）	72	15項目	58項目
3	51,54,55,56,61,62,71,81	257項目	1442項目
4（公益事業を含む）	22,48-49	67項目	152項目
5	52,53	65項目	214項目
合計		404項目	1866項目

#### CPC (Ver.2) (2008年)

- ・「サービス」の部分に関する項目数及び国際標準産業分類（ISIC）との対応関係については、次のとおり。

項目名	項目数	ISICとの概ねの対応関係
5 建物及び建築サービスのうち54 建築サービス	61	41-43
6 流通サービス；宿泊、飲食提供サービス；輸送サービス；電気、ガス及び水道供給サービス	506	35-36、49-53、55-56
うち61 卸売サービス、62 小売サービス	389	
うち上記以外	117	
7 金融及び関連サービス、不動産サービス、レンタル及びリースサービス	99	58、64-68、77
8 事業及び生産サービス	372	(ほとんどの大分類にまたがる)
9 地域的、社会的及び個人的サービス	173	37、39、59、81、84-85、87-88、90、93-94、96、97、99
合計	1211	